

遠藤公嗣編著

『個人加盟ユニオンと労働NPO

——排除された労働者の権利擁護——』

(ミネルヴァ書房、2012年、A5判、253頁、定価5,000円＋税)

伊藤 大一
(大阪経済大学)

本書の意義は、非正規労働者、女性労働者等の排除された労働者を対象とした権利擁護の諸組織発展の可能性、その萌芽を、多様な対象から分析しようとしている点にある。本書は、分析の対象を日本の個人加盟ユニオンのみでなく、労働組合でない労働NPOや、はては中国における工会にまで、広げている。

評者自身、排除された労働者による労働運動発展の可能性、その萌芽を見いだすべく研究している者として、本書から多くの知見や示唆を学ばせていただいた。本書がひとりでも多くの研究者、労働問題に関心を持つ読者に読まれるために、本書の内容を紹介していきたい。

遠藤による序章「新しい労働者組織の意義」であるが、この章では本書全体の課題設定と、個人加盟ユニオンと労働NPOの発展史がアメリカとの比較も合わせて展開される。まず、個人加盟ユニオンと労働NPO発展の出発点は、遠藤のいう「1960年型日本システム」を基盤としている。

この「1960年型日本システム」とは、日本的雇用慣行によって、大企業の男性正社員を雇用保障の中心に据え、景気変動による雇用のバッファとして非正規労働者や多くの女性労働者、中小企業の労働者を位置づけたシステムである。そして男性正社員の利益を守る組織として企業内組合を位置づけている。この「1960年型日本システム」は、排除された労働者の存在を前提として成立している体制であった。このシステムが1990年代以降、若者を中心とした非正規雇用の拡大によって、機能不全に陥ったと捉えている。

無権利状態の労働者が増大したことから、そのような労働者の権利を守る必要性自体も増大していった。その必要性に応じて、現在注目を集めているのが、個

人加盟ユニオンや労働NPOであるとする。さらに、遠藤はダンロップに強い影響を受け、企業の競争力強化のための研究を労使関係論の発展と捉える日本の研究潮流に対しても、強い批判の目を向けている。このような問題意識にもとづき、以下の章では労働者権利擁護のための様々な運動の分析が展開される。

第1章 中小労連から地域労組へ（上原慎一）

第1章は1968年に設立された札幌地域労組を調査対象としている。本章では、札幌地域労組が中小企業労働者の組合（中小労連）から個人加盟の地域ユニオンとしての性格を強めていく、背景や歴史的条件、上部団体との関係、そして組合活動家の思想と行動について分析されている。

一般的に、個人加盟ユニオンは、労働者の「駆け込み寺」として機能している。そのため、労使紛争の解決や組合つぶしなどのために、「つくってはつぶれ、つくってはつぶれ」の繰り返しというのが現状である。

本章では、1993年から2009年の16年間にわたる札幌地域労組の加盟する組合の継続する割合（本書では残存率としている）が明記されている。札幌中小労連系の残存率は、組合数で42.3%、組合員数で33.7%であり、地域ユニオン系の残存率は組合数で24.2%、組合員数で38.2%であった。評者自身、残存率がこのように明記されている研究を初めて見た。非常に興味深い数字である。

第2章 九州のユニオンと東京のユニオン（福井祐介）

第2章は、九州と東京のコミュニティ・ユニオンを対象にしたアンケート調査を分析した章である。本章の最大の意義は、2000年と2010年との2時点において、同一の対象をほぼ同一の設問で調査していることである。この調査によって、10年間の変化が分析対象となっている。

主な発見は次の通りである。九州と東京のコミュニティ・ユニオンの共通点として、正規・非正規比率が7:3であった。階級帰属意識も、「中の下」の次に「下の上」が来るパターンであり、中流意識を持つ層が根強い点も共通であった。逆に相違点は、世帯収入の落ち込みが東京でより顕著であり、東京の方が九州よりも具体的な行動に積極的な点などである。本章は、階級帰属意識や支持政党などの非常に多くの興味深い発見に満ちている。今後は、なぜこのようなデータが出

たのか。その背景をより深く分析することが待たれている。

第3章 ゼネラルユニオンと大阪の外国人非正規労働者（チャールズ・ウェザーズ）

第3章は、組合員の90%以上を外国人労働者で構成されるゼネラルユニオン（以下、GUとする）の組合史を通して、無権利状態におかれていた外国人労働者の団結のあり方、労働運動の方針などが分析される。

GUは、1991年に全労協の大阪地域の支部として結成され、当初は日本人だけであったが、英会話学校などの外国語ネイティブ教師達の比重が高まっていった。そして労働組合としてGUが確立した時期を次の二つの時期に分けている。第一の時期は、1990年代の英会話学校との闘争の時代であり、企業と比較的安定した関係を築く2000年以降の段階である。

具体的な闘争の内容は読んでいただくとして、本章は労働組合運動によって非常に普遍的な意義を以下の点に指摘できる。第一に、90年代の闘争の最前線で闘った労働者自身がGUの役職者になり次の闘争を指導したことである。第二に、2000年以降の安定期に入ると、社会保険の加入を目的とした労働運動を実践している点である。この活動を通して、職場での多くの労働者から信頼を得るとともに、日々の労働運動を通して組織が建設されている点である。この2点は労働運動の普遍的な活動であるといえよう。

第4章 自己責任論と個人加盟ユニオン（橋口昌治）

第4章は、多くの視点を持った本書の中でも異色の内容である。4章の課題設定は、次の通りである。多くの若者は自己の無権利状態に対して社会問題でなく、自己責任の問題であると認識している。その認識が変化するうえで、労働組合はどのような機能を果たしているのかという課題設定である。

そして橋口はこの課題に対して2名の若者（1974年と1979年生まれ）の事例研究を通して、分析を展開している。詳しい内容は読んでいただくとして、本章の結論は、ユニオンが果たした点として、若者に対して①企業と労働者との個人的な問題から、「労働問題」の当事者として認識させた、②アイデンティティの模索・再形成を支えた、の2点を指摘している。

橋口の章は、労働問題の研究というよりも、若者論と労働問題の接合分野であ

り、そのために、エリクソンのアイデンティティ論など他の研究成果もふまえて議論されなくてはならないであろう。今後のより一層の研究が待たれるところである。

第5章 労働NPOの特質（小関隆志）

現在、POSSEやもやいといった労働NPOが大きな注目を集めている。本章の課題は、この労働NPOの注目される背景をコミュニティ・ユニオンとの関係で整理することである。労働NPOの注目される背景には、2点あると小関は指摘している。①労働組合に対する疎遠な意識と、②企業内組合の組織対象とならない非正規雇用、ワーキング・プアの増大である。つまり、無権利状態の労働者が増大する一方で、企業内組合はその要求を無視している。そのため無権利状態の労働者たちの必要性を根拠として、労働NPOへの注目が集まっているとしている。

労働NPOが果たす機能としては、労働組合と異なり団体交渉機能を持たないので、労働相談を受けた後、労働組合などの各種団体への橋渡しとなる。また、世論を喚起するアドボカシー活動などを展開しているとする。そして、小関は、企業内組合に対する批判的な潮流として、社会的労働運動と社会運動的労働運動との関係を整理している。この点は非常に興味深いので、ぜひ一読をお勧めしたい。

第6章 派遣切り問題に見る「協セクター」の可能性（大山小夜）

「福祉国家」ともいわれた体制は、「私セクター（家族）」「民セクター（市場）」「官セクター（国家）」の主要なるアクターによってリスク分配をおこなってきた。しかし、21世に入って、この3セクターを主要なアクターとする体制は機能不全に直面するようになった。日本で最も象徴的に表したのが「年越し派遣村」であった。

第6章では、愛知県での派遣村を題材にして、現在注目を集めている「協セクター（市民社会）」の可能性を探っていく。大山により得られた結論は、次の通りである。「協セクター」の利点は「当事者ニーズに最も近い位置」ににいることである。つまり、当事者ニーズを素早くみとり、他のセクターにつなげ、ニーズの充足を果たしたことである。しかし、限界として、「官セクター」が所管する社会保障制度と異なり、どうしても限定された対象のみを対象とってしまう点

である。

第7章 韓国における女性非正規労働者の組織化（金美珍）

韓国は儒教的な規範意識を強く持ち、1980年代まで女性の労働運動は「ジェンダー」と「階級」の二重抑圧状態にあったとされている。本章の課題は、1999年に設立された韓国女性労働組合（KWTU）を中心に、韓国女性労働運動の歴史とKWTUの活動実態を報告することである。

韓国の女性運動は長くNGOという形態で活動してきた。しかし、1997年のアジア通貨危機により、労働条件の悪化が進行し、NGOでなく労働組合として労働運動を開始するようになる。しかし、男性中心の既存の労働組合に批判的である労働組合と、「階級」問題を重視し、既存の労働組合の下部組織になっている労働組合、そして両者の中間に位置するKWTUがある。

KWTUの活動は次の6点を重視している。①「女性の声」が反映できる組織、②役割分担、参加意識の向上、③民主的な意志決定、女性のエンパワーメントの重視、④ファミリーフレンドプログラム、⑤オルガナイザー教育の重視、⑥共済会と知己活動を通じた連帯重視等である。

第8章 中国における「工会」と草の根労働NGOの変容（澤田ゆかり）

中華人民共和国は社会主義国であるので、日本やアメリカなどの資本主義国と労使関係を巡る制度的枠組みは大きく異なる。そのなかでも、本章の対象である工会は、中華人民共和国憲法の下に、法的に認められた「労働者階級の大衆組織」として位置づけられている。社会主義国中国においても、無権利状態の労働者は農民工を中心に大量に存在しており、深刻な労働問題を形成している。

本章の課題は、工会の実態やそれにかわる労働NGOの活動実態を報告することである。工会は、認められた組織であるが、農民工の権利擁護を第一とせず、経営者や共産党組織と表裏一体であった。そのため、農民工の組織化は進んでいない。工会に変わって農民工の利益を擁護する組織は労働NGOなどの草の根組織であり、人権派弁護士や人権派活動家によって支えられている。しかし、労働NGOの法的資格は弱く、地方政府が「黙認」している限りで活動をおこなえるというものである。

7章、8章ともに、韓国、中国のアジア諸国の労働運動の実態報告であり、非

常に多くのことを学ばせていただいた。

最後に本書全体の意義について述べておきたい。本書は、企業内組合の機能不全に直面し、排除された労働者のための権利擁護の可能性、その萌芽を多方面から意欲的に探り出そうとしている点に、大きな意義を持つ。そのため、韓国、中国などの国外から個人加盟ユニオンや労働NPOまで非常に多彩な対象を分析している。評者自身、本書から非常に多くのことを学ばせてもらった。もちろん、長所の裏返しとして、本書全体の統一感に欠けるという批判もあるであろう。しかし、本書は、その批判を越える、多くの知的発見にあふれている。この分野に関心を持つ多くの人たちに本書をぜひ読んでいただきたいと思っている。